

# 令和6年度 九都県市一斉 自転車マナーアップ強化月間 川崎市実施要綱

## 実施期間

5月1日(水)から31日(金)までの1か月間

## 趣 旨

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）で構成する首都圏自転車安全利用対策協議会が連携して、自転車月間推進協議会が主唱する「自転車月間」期間中一斉に自転車の安全利用を促進するための活動を展開します。

## スローガン

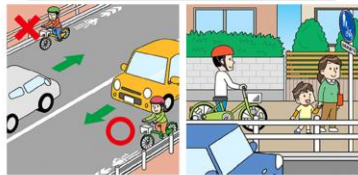
自転車も のれば車の なかまいいり  
ヘルメット かぶるだけでも 救える命  
かわさは 安全・安心 まもるまち

## 重 点

- (1) 自転車交通ルールの遵守及びマナーの向上
- (2) 自転車点検整備の促進
- (3) 自転車損害賠償責任保険等の加入促進

## 自転車安全利用五則

① 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先



車道を走るときは、左側を通行しましょう。  
歩道を通行することができる場合でも歩行者が優先です。

② 交差点では信号と一時停止を  
守って、安全確認



信号表示に従い、一時停止標識のある  
場所や踏切などでは必ず止まって周囲  
の安全確認をしましょう。

③ 夜間はライトを点灯



自転車の側面にも反射材  
をつけましょう。

④ 飲酒運転は禁止



自転車は車の仲間です。お酒を飲ん  
だら絶対に乗ってはいけません。

⑤ ヘルメットを着用



大人も子どもも年齢を問わず  
ヘルメットの着用は義務です。

川崎市交通安全対策協議会

## 運動の重点に関する主な推進事項

### 1 自転車交通ルールへの遵守及びマナーの向上

- ☆ 自転車安全利用五則の周知及び遵守の徹底を促す取組の推進
- ☆ 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性・効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- ☆ 各種広報媒体やキャンペーン等による、自転車の安全な利用に関する啓発・広報活動の推進

### 2 自転車点検整備の促進

- ☆ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備の促進

### 3 自転車損害賠償責任保険等の加入促進

- ☆ 自転車事故被害者の救済に資するための自転車損害賠償責任保険等への加入促進

## 市民の取組事項

### 【家庭では】

- ☆ 家族が出かける際には、交通事故に遭わないよう交通安全の「ひとこえ」をかけましょう。
- ☆ 事故を起こしたときの責任の重大さ等について、家族で話し合いましょ。
- ☆ 自転車に乗るときは、ヘルメットの着用をするよう家族で声をかけあいましょ。
- ☆ 万一の事故に備え、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょ。



### 【職場では】

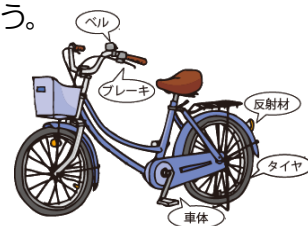
- ☆ 社内の広報媒体で「自転車安全利用五則」を紹介するなど、交通ルールを守る意識を高めましょ。
- ☆ 朝礼や会議等のあらゆる機会を活用して、「思いやりのある運転」を心がけるよう指導しましょ。
- ☆ 事業で自転車を利用する場合にも、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょ。
- ☆ 事業や通勤で自転車を利用する場合、ヘルメットを着用しましょ。

### 【学校・地域では】

- ☆ 児童や生徒が主体的に自転車交通ルールとマナーの大切さについて、意識を高められるようにしましょ。
- ☆ 地域内の交通危険箇所を共有し、安全な通行方法等を確認し合いましょ。
- ☆ 交通安全教室を開催し、自転車の安全利用を促進しましょ。
- ☆ 万一の事故に備え、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょ。
- ☆ 通勤や通学で自転車を利用する場合、ヘルメットを着用しましょ。

### 【自転車の利用者】

- ☆ 自転車安全利用五則を守りましょ。
- ☆ スマートフォンやイヤホン等を使用しながらの自転車運転はやめましょ。
- ☆ 自転車の通行が認められている歩道でも、歩行者の安全を確保するために徐行しましょ。
- ☆ 幼児を同乗させる場合は、正しい乗車方法等を理解し、正しく利用しましょ。
- ☆ 日頃からブレーキや前照灯等の点検整備を励行しましょ。
- ☆ 交通事故に備えて、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょ。
- ☆ 自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょ。



### 川崎市交通安全対策協議会

事務局：川崎市 市民文化局 市民生活部 地域安全推進課

電話：044-200-2266

FAX：044-200-3869

E-mail:25tiiki@city.kawasaki.jp